第10回渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成17年8月30日(火) 午後2時から

場 所 渋川プリオパレス

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第10回渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成17年8月30日(火)午後2時から 場 所 渋川プリオパレス

次第

1	開	会											
2	会長あ	がいさつ											
3	報告第 報告第 報告第 報告第	第30号 第31号 第32号 第33号 第34号	渋川地区市町 新市の特別職 協議項目21「 協議項目24-9 協議項目24-2 合併準備経費	の報酬等に 国民健康(「ごみ処理 の「学校教	こついて 保険事業 理事業の	・・・ の取扱い 取扱い」	・・・ \に関す につい	・・・ けるこ 1て・	ر ح ر ح	に、)(1) 	・ て ・	33139
	. ,	- 所市の市賃	章応募状況につ 予定について	いて ・・						•			• 59 • 59
5	閉	会											

報告第30号

渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会 会 長 木 暮 治 一

委員区分	(選出市町村名)	変更前氏名	変更後氏名	備考
	渋 川 市	飯野照男	廣田勝次	渋川市農業委員会会長
	子 持 村	石関吉幸	生方大吉	子持村商工会会長
4号委員 (学識経験者)	赤城村	木暮 政光	狩 野 重 雄	赤城村商工会会長
	赤城村	兵藤 吉弘	狩 野 ・ 司	赤城村農業委員会会長
	北橘 村	小泉隆雄	今 井 兼 寛	北橘村農業委員会会長

(平成17年8月26日現在)

報告第31号

新市の特別職の報酬等について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会 会 長 木 暮 治 一

新市の特別職の報酬等について

1 常勤特別職の給料

(単位:円)

		(1 14 · 1 3 /
職名		給料額
市長	月額	895,000
助役	月額	735,000
収入役	月額	665,000
教育長	月額	665,000

2 在任特例期間中の議員報酬

(単位:円)

職名		報酬額
議長	月額	435,000
副議長	月額	390,000
議員(常任委員長及び議会運営委員長たる議員等)	現行ので	れぞれの市町村の報酬額

3 非常勤特別職(消防団員を除く)の報酬

(1)行政委員会(農業委員会を除く)の委員の報酬

(単位:円)

_()] 以女貝云 (辰未女貝云で际 \) の女貝の報酬		(<u>+ [[] 1]</u>)
職名		報酬額
教育委員会委員長	年額	727,000
教育委員会委員長代理	年額	委員と同額とする
教育委員会委員	年額	493,000
監査委員(識見を有する者)	年額	724,000
監査委員(議員)	年額	398,000
選挙管理委員会委員長	年額	248,000
選挙管理委員会委員長職務代理		委員と同額とする
選挙管理委員会委員	年額	180,000
公平委員会委員	日額	6,800
固定資産評価審査委員会委員	日額	6,800

(2) 附属機関の委員の報酬

(単位:円)

	職	名		報酬額
会	長			委員と同額とする
委	員		日額	6,100

ただし、国民健康保険運営協議会会長、老人ホーム入所判定委員会医師委員及び福祉 作業所入所判定委員会医師委員については、6,800円とする。

(3) 附属機関の委員以外の非常勤特別職の報酬

(単位:円)

(J/PII周波馬O女長のパンチ市動力が地の和側		(+ <u> \pu_i </u>]
職名		報酬額
選挙長	1回	10,700
投票管理者	1回	12,700
開票管理者	1回	10,700
投票立会人	1回	10,800
開票立会人	1回	8,900
期日前投票所の投票管理者	1回	11,200
期日前投票所の投票立会人	1回	9,600
選挙立会人	1回	8,900
総代		現行のとおり
区長(行政区長)		現行のとおり
区長代理		現行のとおり
上記以外の非常勤特別職	予算の範	囲内において市長の定める額

《報告第31号参考資料》

新市の特別職の報酬等について

1 常勤特別職の給料について

新市の市長以下4役の給料は、現渋川市の給料額とする。

<理由>

現渋川市の4役の給料額は、別紙1に示すように、県内10市と比較した場合、 旧5市の給料額を下回るが新6市の中では館林市の次に位置している。

新市の人口規模の面からは、館林市と桐生市との間の給料額が望ましいと考えられる。

しかし、県外の同人口規模の北上市(岩手県)と比較した場合、現渋川市の給料額が上まわっている。

このような状況を踏まえ、合併の目的である健全財政の確立の面から、新市の市長以下4役の給料は、現渋川市の給料額とする。

また、市長職務執行者の給料額は、市長給料額と同額とする。

<別紙 - 1 >

(1)6市町村の四役給料額

(平成17年 4月 1日現在) (単位:円)

	職	名		渋川市	伊香保町		小野上村			子持村		赤城村		北橘村	亲	所渋川市
1	市町村長	ξ	月額	895,000	月額	705,600	月額	676,000	月額	737,000	月額	764000	月額	764,000	月額	895,000
2	助役		月額	735,000	月額	600,700	月額	548,000	月額	598,000	月額	611,000	月額	612,000	月額	735,000
3	収入役		月額	665,000	月額	577,000	月額	526,000	月額	563,000	月額	573,000	月額	573,000	月額	665,000
4	教育長		月額	665,000	月額	550,700	月額	512,000	月額	556,000	月額	573,000	月額	573,000	月額	665,000

(2)県内11市の四役給料額

(単位:円)

	職名			高崎市		桐生市		9勢崎市	崎市 太田市			沼田市	Ê	館林市	•	富岡市	菔	藤岡市	LPA	安中市	"~	渋川市	11	市平均		
1	市町村長		月 額	1,125,000	月額	1,100,000	月額	1,015,000	月額	1,015,000	月額	1,010,000	月額	852,000	月額	975,000	月額	890,000	月額	878,000	月額	890,000	月額	895,000	月額	967,727
2	助役		月 額	900,000	月額	880,000	月額	860,000	月額	855,000	月額	855,000	月額	697,000	月額	825,000	月額	730,000	月額	712,000	月額	730,000	月額	735,000	月額	798,091
3	収入役		月額	780,000	月額	760,000	月額	740,000	月額	730,000	月額	735,000	月額	630,000	月額	730,000	月額	660,000	月額	641,000	月額	645,000	月額	665,000	月額	701,455
4	教育長		月額	780,000	月額	760,000	月額	740,000	月額	730,000	月額	735,000	月額	630,000	月額	730,000	月額	660,000	月額	641,000	月額	645,000	月額	665,000	月額	701,455

(3)同人口規模団体の四役給料額

(単位:円)

	職名	亲	f発田市		柏崎市		鹿沼市		北上市	5	東松山市	Ē	龍ヶ崎市	6	市平均
	1140	人口	106,515	人口	94,484	人口	93,747	人口	93,262	人口	90,443	人口	80,102		
	市町村長	月額	948,000	月額	961,000	月額	1,020,000	月額	877,000	月額	904,000	月額	927,000	月額	939,500
2	助役	月額	728,000	月額	752,000	月額	830,000	月額	707,000	月額	747,000	月額	746,000	月額	751,667
;	収入役	月額	648,000	月額	668,000	月額	720,000	月額	637,000	月額	699,000	月額	685,000	月額	676,167
4	教育長	月額	608,000	月額	567,000	月額	675,000	月額	568,000	月額	689,000	月額	685,000	月額	632,000

2 在任特例期間中の議員報酬について

議員報酬の区分は、議長、副議長、委員長及び議員の4区分とし、報酬額は特別職報酬審議会等の第三者機関での協議結果を踏まえ、新市の条例に基づき決定されることが、新市議会運営等調整会議で確認されている。

(1)新市の在任特例期間中における議長及び副議長の報酬について

新市の在任特例期間中における議長及び副議長の報酬は、現渋川市の報酬額とする。

<理由>

現渋川市の議長及び副議長の報酬額は、別紙2に示すように、県内10市と比較した場合、富岡市と同額で新6市の中では館林市、藤岡市の次に位置している。

新市の人口規模の面からは、館林市の報酬額程度とすることも考えられるが、市長以下4役の報酬額と同様な理由で現渋川市の報酬額とする。

(2)新市の在任特例期間中における委員長の報酬について

新市の在任特例期間中における委員長の報酬は、現行のとおりとする。

<理由>

新市の在任特例期間中における委員長の報酬額については、既に決定されている一般議員と同様の取扱いとするものとし、現行のそれぞれの市町村の報酬額とする。

(1)6市町村の議会議員等の報酬額

(単位:円)

	職名		渋川市	信	香保町	1	小野上村		子持村		赤城村		北橘村	新渋川市
1	議長	月額	435,000	月額	242,000	月額	217,000	月額	276,000	月額	298,000	月額	298,000	月 額 435,000
2	副議長	月額	390,000	月額	192,500	月額	155,000	月額	210,000	月額	245,000	月額	245,000	月 額 390,000
3	議員(常任委員長及び議会運 営委員長たる議員等)	月額	365,000	月額	182,000	月額	143,000	月額	195,000	月額	235,000	月額	236,000	現行のとおり
4	議員(その他)	月額	360,000	月額	175,000	月額	139,000	月額	188,000	月額	222,000	月額	222,000	*現行のとおり

* 既に合併協議会で決定済み。

(2)県内11市の議会議員等の報酬額

(単位:円)

	職	名	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	富岡市	藤岡市	安中市	渋川市	11市平均
1	議長		月 額 655,000	月額 635,000	月額 565,000	月額 555,000	年額 672,000	月 426,000	月額 510,000	月額 435,000	月 465,000	月額 430,000	月 額 435,000	月 額 525,727
2	副議長		月 620,000	月額 605,000	月額 510,000	月 505,000	年額 618,000	月 359,000	月 460,000	月 390,000	月 410,000	月額 380,000	月 390,000	月 額 477,000
3	議員(常任委員長及び議会 営委員長たる議員)	会運	-	-	-	-	-	-	-	月 370,000	月 400,000	月額 362,000	月 365,000	月 額 374,250
4	議員(その他)		月 額 585,000	月額 570,000	月 490,000	月 額 485,000	年額 582,000	月額 339,000	月 430,000	月 360,000	月 390,000	月額 360,000	月 360,000	月 額 450,091

(3)同人口規模団体の議会議員等の報酬額

(単位:円)

	職名	亲	所発田市		柏崎市		鹿沼市		北上市	亨	長松山市	Ė	龍ヶ崎市	(市平均
		人口	106,515	人口	94,484	人口	93,747	人口	93,262	人口	90,443	人口	80,102		
1	議長	月額	456,000	月額	491,000	月額	530,000	月額	457,000	月額	470,000	月額	469,000		478,833
2	副議長	月額	392,000	月額	420,000	月額	445,000	月額	383,000	月額	417,000	月額	423,000	月額	413,333
3	議員(常任委員長及び議会運 営委員長たる議員等)		-		-		-		-	月額	412,000		-	月額	412,000
4	議員(その他)	月額	362,000	月額	394,000	月額	420,000	月額	351,000	月額	402,000	月額	398,000	月額	387,833

3 非常勤特別職(消防団員を除く)の報酬について

非常勤特別職の報酬は、合併の目的の1つである財政基盤の強化を念頭に、県内10市の状況を踏まえ、現渋川市の報酬額を基本に調整する。

また、報酬の支給方法については、会議開催時等のみの職務となる職種については日額報酬、年間を通して不定期に業務が遂行される職種については年額報酬 もしくは月額報酬を基本として調整する。

これらを踏まえ、行政委員会の委員、附属機関の委員及び附属機関の委員以外の非常勤特別職に区分して整理をする。

なお、消防団員の報酬は、合併協議会の調整方針では、現行のとおりとし、新 市で調整するものとしているので、今後、改めて調整するものとする。

(1)行政委員会(農業委員会を除く)の委員の報酬について

行政委員会の委員の6市町村及び県内10市の現状については、別紙3に 示すとおりである。

各委員会等毎に支給方法及び報酬額について、次のとおり整理する。

教育委員会について

教育委員会の委員長及び委員の報酬は、年額報酬とし、その額は現渋川市の報酬額とする。

<理由>

教育委員会の委員報酬の支給方法は、6市町村及び県内10市のうち、太田市、沼田市、富岡市の3市で年額支給としているが、他の7市では月額支給としている。6市町村の現状を踏まえ年額支給とする。

現渋川市の報酬額は、県内10市との比較では、安中市、富岡市についで下位から3番目で、人口規模が近い館林市の約77%(委員長報酬)となっているものの、財政負担等に配慮し、新市の委員長及び委員の報酬は、現渋川市の報酬額とする。

なお、伊香保町、小野上村及び子持村では、委員長代理として別報酬を定めているが、新市においては委員と同額とする。

監査委員について

監査委員の報酬は、年額報酬とし、その額は現渋川市の報酬額とする。

<理由>

監査委員報酬の支給方法は、教育委員と同様に、6市町村及び県内10市のうち、太田市、沼田市、富岡市の3市で年額支給としているが、他の7市では月額支給としている。6市町村の現状を踏まえ年額支給とする。

識見を有する者の報酬額は、県内11市の最下位で、人口規模が近い館林市の約50%となっているが、財政負担等に配慮し、新市の委員報酬は現渋川市と同額とする。

選挙管理委員会について

選挙管理委員会の委員の報酬は、年額報酬とし、委員長報酬を248,000円 (年額)、委員報酬を180,000円(年額)とする。

<理由>

選挙管理委員会の委員報酬の支給方法は、5町村では年額支給とし、県内 10市では旧5市が月額支給で、渋川市を除く新5市が年額支給となってお り、渋川市のみが日額支給となっている。

このような県内 1 0 市及び 5 町村の現況を踏まえ、新市では年額支給とする。 報酬額については、渋川市の過去 5 年間の年間支給額を見ると139,400円から243,100円で、その平均は180,800円となっていることから、委員報酬を年額180,000円とする。

また、委員長報酬については、渋川市では委員と同額報酬としているが県内10市及び5町村では委員報酬とは別に定めていることから、新市では別に定めることとし、その額については5町村の委員と委員長報酬額の平均比率(1.38)を委員報酬に乗じて求められる額の248,000円とする。

なお、伊香保町では、委員長職務代理として別報酬を定めているが、新市 においては委員と同額とする。

公平委員会について

公平委員会の委員の報酬は、日額報酬とし、その額は現渋川市の報酬額とする。

<理由>

公平委員会の委員報酬の支給方法は、6市町村ともに日額報酬としている。 県内10市の状況は、高崎市が月額報酬で、沼田市、藤岡市、安中市の3市 が年額報酬で、他の6市は日額報酬である。このことから、新市における支 給方法は日額報酬とし、その額は現渋川市と同額とする。

また、委員長及び委員の報酬額は、県内10市のうち太田市、館林市、富岡市では同額とし、他の7市では委員長報酬を別に定めているが、渋川市はじめ5町村が同額としていることから、新市においては同額とする。

固定資産評価審査委員会について

固定資産評価審査委員会の委員の報酬は、日額報酬とし、その額は現渋川

市の報酬額とする。

<理由>

固定資産評価審査委員会の委員報酬の支給方法は、6市町村ともに日額報酬としている。県内10市の状況は、沼田市が年額報酬とし、他の9市は日額報酬としていることから、新市における支給方法は日額報酬とし、その額は現渋川市と同額とする。

また、委員長及び委員の報酬額は、公平委員会と同様に、県内10市のうち太田市、館林市、富岡市では同額とし、他の7市では委員長報酬を別に定めているが、6市町村が同額としていることから、新市においては同額とする。

(1)6市町村の行政委員の報酬額

(単位:円)

	職名		渋川市	伊	香保町	1	小野上村		子持村		赤城村		北橘村	刹	f渋川市
1	教育委員会委員長	年額	727,000	年額	175,000	年額	218,100	年額	230,000	年額	415,000	年額	393,000	年額	727,000
2	教育委員会委員長代 理		-	年額	140,000	年額	124,900	年額	150,000		-		-	年額	-
3	教育委員会委員	年 額	493,000	年 額	130,000	年 額	121,200	年 額	140,000	年 額	261,000	年 額	255,000	年 額	493,000
4	監査委員 (識見を有する者)	年額	724,000	즶	168,000		112,800	年額	150,000	年額	228,000	年額	181,000	年額	724,000
5	監査委員 (議員)	年 額	398,000	年 額	168,000			年額	105,000	年 額	159,000	年 額	181,000	年額	398,000
6	長	日額	6,800	年 額	95,000	年額	44,500	年額	75,000	年 額	159,000	年額	168,000	年額	248,000
7	選挙管理委員会委員 長職務代理	日額	-	年額	75,000		1		-		-		-		-
8	選挙管理委員会委員	日額	6,800	年 額	68,000	年 額	33,400	年 額	50,000	年 額	119,000	年 額	126,000	年 額	180,000
9	公平委員会委員	日額	6,800		9,500	日額	7,000			日額	7,500	日額	7,800	日額	6,800
10	固定資産評価審査委 員会委員	日額	6,800	日額	9,500	日額	7,000	日額	9,000	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,800

(2)11市の行政委員の報酬額

(単位:円)

	職名	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	富岡市	藤岡市	安中市	渋川市	11市平均
	教育委員会委員長	月 額 120,000	月 額 106,300	月 額 108,700	月 額 78,000	年額 1,320,000 名	795,000	月 額 79,000	年 額 605,000	月 額 67,000	月 額 43,500	年 額 727,000 {	年 額 970,636
2	教育委員会委員長代理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	教育委員会委員	月 額 98,000	月 82,100	月額 91,900	月 額 76,000	年額 1,128,000 名	章 640,000	月 額 72,000	年 額 479,000	月 額 56,000		年 額 493,000	年 額 808,181
4	(識見を有する者)	月 額 240,000	月 額 131,900	月 190,500	月 額 191,500	年額 2,904,000 名	802,000	月 額 120,000		月 額 84,000		年 額 724,000	年 額 1,587,890
5	, 監査委員 (議員)	月 額 38,500	月 額 47,800	月額 43,700	月 66,000	- £	479,000	月 40,000	年 額 385,000		月額 37,000		年 額 515,000
6	選挙管理委員会委員 長	月 額 72,000	月 額 54,100	月 42,400	月 額 38,000	月 29,000 名	202,000	年 額 270,000	年 額 243,000	年 額 230,000	年 額 138,000	日 6,800 指	HA
7	選挙管理委員会委員	月 額 51,000	月 額 39,600	月額 31,500	月 額 29,000	月 23,000 名	136,000	年 額 210,000	年 額 208,000	年 額 158,000	年 額 116,000	日 額 6,800 g	月 額 24,309
8	選挙管理委員会委員 長職務代理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	公平委員会委員長	日 額 9,600	月 30,400	9,700	日額 10,300	日 額 8,800 8	32,000	-	-	年額 63,000	年 額 30,000	-	9,600
10	,,,	日 額 8,700	月 額 25,600	日 額 8,500	日 額 9,100	日 額 8,800 8	28,000	日 額 8,300	日 額 9,100	年 額 48,000	年 額 25,000	日 額 6,800	日 額 8,471
11	固定資産評価審査委 員会会長	日 額 9,600	9,200	9,700	日額 10,300	日額 8,800 名	32,000	-	-	8,200	6,900	-	日 額 8,957
12	图 委員	日額 8,700	日額 8,700	日額 8,500	日額 9,100	日額 8,800 名	28,000	日額 8,300	日額 9,100	日 7,200	日額 6,400	日額 6,800	日 額 8,160

(3)同人口規模団体の行政委員の報酬額

(単位:円)

	職名	亲	所発田市		柏崎市		鹿沼市		北上市	月	東松山市	Ė	龍ヶ崎市	6	市平均
	144 II	人口	106,515	人口	94,484	人口	93,747	人口	93,262	人口	90,443	人口	80,102	_	
1	教育委員会委員長	月額	67,600	月額	81,300	月額	50,000	月額	96,000	月額	60,000	月額	50,000	月額	67,483
2	教育委員会委員長代 理		•		-		-		-		ı		ı		-
3	教育委員会委員	月額	57,900	月額	68,600	月額	41,000	月額	79,000	月額	50,000	月額	45,000	月額	56,917
4	監査委員 (識見を有する者)	月額	89,100	月額	90,000	月額	80,000	月額	157,000	月額	70,000	月額	55,000	月額	90,183
5	監査委員 (議員)	月額	44,200	月 額	40,700	月 額	47,000	月 額	63,000	月 額	50,000	月額	45,000	月 額	48,317
6	選挙管理委員会委員 長	月額	42,800	月額	40,700	年 額	270,000	月額	57,000	月額	37,000	日額	6,800	月額	35,500
7	選挙管理委員会委員	月額	32,200	月 額	31,000	年 額	225,000	月 額	45,000	月 額	29,000	日額	6,300	月 額	27,400
8	選挙管理委員会委員 長職務代理		-		-		-		-		-		-		-
9	公平委員会委員長	日額	7,200	月額	19,900		-		-	日額	11,000	日額	6,800	日額	8,333
10	同 委員	日額	5,800	月 額	17,500	日額	8,000		-	日額	10,000	日額	6,300	日額	7,525
11	固定資産評価審査委 員会会長		-		-		-	日額	7,400	日額	11,000		-	日額	9,200
12	同 委員	日額	5,000	日額	6,400	日額	7,300	日額	6,900	日額	10,000	日額	6,000	日額	6,933

(2)附属機関の委員の報酬について

委員報酬額について

附属機関の委員の日額報酬は、別紙4に示すとおり、渋川市の6,100円から伊香保町の9,500円まで6市町村間において相違がみられる。

また、県内10市の状況を見ても安中市の6,000円から伊勢崎市の9,100円、同人口規模の県外の団体の状況を見ても4,400円から7,300円とそれぞれ相違が見られる。

報酬額の調整にあたっては、財政基盤の強化を念頭に、現渋川市の報酬額を基本とする。

なお、5町村及び県内10市のうち、前橋市、桐生市、伊勢崎市、館林市では 附属機関委員と行政委員会委員の日額報酬額を同額としているが、現渋川市では、 別に定めている。

これは、行政委員会は、独立の執行機関として設けられ、その委員の選任には 議会の選挙、あるいは議会の同意により市長が選任していることからによるもの であり、新市においては現渋川市にならうものとする。

さらに、支給方法については、会議開催時等のみの職務となることから、日額 報酬とする。

附属機関の委員長と委員の報酬について

6 市町村の附属機関において、少数ではあるが委員長と委員の報酬額を別に定めている附属機関がある。

県内10市の状況を見ると太田市、館林市、富岡市、藤岡市の4市で同額とし、 他の6市では委員長報酬を別に定めている。

委員長の職責を考えた場合、委員とは別に委員長報酬を定めることが望ましい と思われるが、新市においては現在までの6市町村の状況を踏まえ、委員長と委員とは同額報酬とする。 (1)6市町村附属機関の委員の日額報酬

(1	6市町村	附属	属機関	の委員	し の	日額報酬												(単位:円)
	職			名		渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橘村		新渋川市
1	ź	스	長			-		=		=		=		-		-		-
2	73	Ę	員		日額	6,100	日額	9,500	日額	7,000	日額	9,000	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100

(2)11市附属機関の委員の日額報酬

 Z) I	川川川周陽	関め安貝	リロ部	共千区 日川																					(単位:円)
	職	名		前橋市		高崎市		桐生市	ſ	伊勢崎市		太田市		沼田市		館林市		富岡市	藤岡市		安中市		渋川市	1	1市平均
1	会	長	日額	9,600	日額	8,700	日額	9,700	日額	10,300		-	日額	10,300		-		-	-	日額	6,500		-	日額	9,183
2	委	員	日額	8,700	日額	8,200	日額	8,500	日額	9,100	日額	8,800	日額	8,500	額	8,300	額	7,400 日額	7,200	日額	6,000	日額	6,100	日額	7,945

(3)同人口規模団体の附属機関の委員の日額報酬

(単位:円)

	職	名	:::	新発田市		柏崎市		鹿沼市		北上市		東松山市		龍ヶ崎市		6市平均
	1-44		人口	106,515	口人	94,484	口人	93,747	人口	93,262	几	90,443	口人	80,102		
1	会	長		-		-		-	日額	7,400	日額	7,000	日額	4,800	日額	6,400
2	委	員	日額	5,000	日額	6,400	日額	7,300	日額	6,900	日額	6,300	日額	4,400	日額	5,317

(4)6市町村附属機関の委員の報酬

(4)	6市町村附属機関の委員	の幸	足酬												(単位:円)
	職 名		渋川市	,	伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橘村		新渋川市
1	情報公開審査会委員	日額	6,100	日額	9,500			日額	9,000	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100
2	個人情報保護審査会委員	日額	6,100	日額	9,500			日額	9,000	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100
3	安全で安心なまちづくり協議会 委員		無報酬						無報酬	日額	7,500				無報酬
4	防災会議の委員	日額	6,100	日額	9,500		無報酬		無報酬		無報酬		無報酬	日額	6,100
5	特別職報酬等審議会委員	日額	6,100	日額	9,500	日額	7,000	日額	9,000	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100
6	総合開発(計画)審議会委員	日額	6,100	日額	9,500		無報酬		無報酬	日額	7,800	日額	7,800	日額	6,100
7	国民健康保険運営協議会 (会長)	年額	49,000	日額	9,500	年額	31,400	年額	21,000	年額	46,000	日額	7,800	日額	6,800
,	(委員)	年額	31,000	日額	9,500	年額	24,300	年額	21,000	年額	46,000	日額	7,800	日額	6,100
8	環境審議会委員	日額	6,100							日額	7,500			日額	6,100
9	民生委員推薦会委員	日額	6,100	日額	9,500		無報酬		無報酬	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100
10	農政審議会委員 (農業振興地域整備促進協議会)	日額	6,100	日額	9,500		無報酬		無報酬	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100
11	小口資金融資審査委員会委員	日額	6,100	日額	9,500	日額	議会議員を除き 5,300円	年額	11,000	年額	36,000	年額	48,000	日額	6,100
12	都市計画審議会委員	日額	6,100	日額	9,500				無報酬			日額	7,800	日額	6,100
13	土地区画整理審議会委員	日額	6,100											日額	6,100
14	奨学金貸与審査会委員	日額	6,100		無報酬				無報酬					日額	6,100
15	心身障害児就学指導委員会委 員	日額	6,100		無報酬		無報酬		無報酬	日額	7,700	日額	7,800	日額	6,100
16	学校給食共同調理場運営委員会 委員(伊香保町:学校給食運営委 員会 子持村:学校給食センター 運営委員会)	日額	6,100		無報酬		無報酬	年額	9,000					日額	6,100
17	社会教育委員	日額	6,100	年額	15,500	日額	議会議員を除き 7,000円	年額	9,000	年額	25,000	日額	7,800	日額	6,100
18	青少年問題協議会委員	日額	6,100	日額	9,500		無報酬		無報酬	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100
19	青少年センター運営協議会委 員	日額	6,100											日額	6,100
20	公民館運営審議会委員	日額	6,100	年額	11,500	日額	議会議員を除き 7,000円	年額	9,000	年額	25,000	日額	7,800	日額	6,100
21	図書館協議会の委員	日額	6,100										無報酬	日額	6,100
22	文化財調査委員	日額	6,100	年額	17,500	年額	12,700	日額	9,000	年額	72,000	日額	7,800	日額	6,100
23	歷史資料館運営審議会委員										無報酬	日額	7,800	日額	6,100
24	スポーツ振興審議会委員	日額	6,100					日額	7,000				無報酬	日額	6,100
25	地域審議会委員													日額	6,100
26	*上記以外の附属機関の委員 等	日額	6,100	日額	9,500	日額	7,000	日額	9,000	日額	7,500	日額	7,800	日額	6,100

*上記以外の附属機関の委員等

	職名		渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橘村		新渋川	川市
1	消防委員会委員											日額	7,800	日額		6,100
2	文化行政懇談会委員	日額	6,100											日額		6,100
3	男女共同参画推進懇談会委員	日額	6,100											日額		6,100
4	行政改革推進委員会委員	日額	6,100									日額	7,800	日額		6,100
	交通対策協議会委員		無報酬		無報酬		無報酬		無報酬		無報酬		無報酬			無報酬
6	老人ホーム入所判定委員会委員 (医 師)	1回	7,000	1回	10,000	1回	12,000	1回	5,000	1回	7,500	1回	7,800	1回		6,800
	(施設長等)	1回	3,500	1回	7,000	1回	7,000	1回	5,000	1回	7,500	1回	7,800	1回		6,100
7	高齢者保健福祉推進懇談会委 員	1回	6,100											日額		6,100
0	高齢者生活福祉センター入居 判定委員会委員						無報酬									無報酬
	処遇困難ケースネットワーク会 議委員								無報酬							無報酬
10	福祉作業所入所判定委員会委 員								医師 5,000 他 3,000					1回	医師他	6,800 6,100
	健康づくり推進協議会委員	日額	6,100							日額	7,800	日額	7,800	日額		6,100
12	予防接種健康被害調査委員会 委員	日額	6,100						無報酬	日額	7,800	日額	7,800	日額		6,100
13	農業経営改善計画認定審査会 委員		無報酬				無報酬		無報酬		無報酬		無報酬			無報酬
14	経営生産対策推進会議委員						無報酬		無報酬		無報酬		無報酬			無報酬
15	特別融資制度推進会議委員		無報酬				無報酬		無報酬		無報酬		無報酬			無報酬
	観光農業推進協議会委員		無報酬													無報酬
17	農畜産物加工研修所管理運営 委員会委員									日額	7,500					無報酬
18	労働行政懇談会委員	日額	6,100											日額		6,100
19	地積調査実施委員会委員							10	5,950	1回	5,780			日額		6,100
20	生涯学習推進協議会委員				-				無報酬		無報酬		無報酬			無報酬
21	人権教育推進協議会委員	日額	6,100						無報酬	年額	25,000	日額	7,800	日額		6,100
	児童館運営委員会委員			日額	9,500									日額		6,100
23	徳冨蘆花記念文学館運営委員 会委員			日額	9,500									日額		6,100

(3)附属機関の委員以外の非常勤特別職の報酬について

附属機関の委員以外の非常勤特別職の6市町村及び県内10市の報酬額は、別紙5に示すとおりである。

選挙長以下の選挙実施時の非常勤特別職については、6市町村及び県内10市の状況を勘案し、現渋川市の報酬額とする。

自治会制度を導入していない町村における総代、区長及び区長代理の報酬額については、新市における行政連絡制度の調整の中で調整するものとし、当面は現行のとおりとする。

(1)6市町村附属機関の	D委	員以外の非	常勤	<u>协特別職報</u>	酬額	Į								(単位:円)
	職名		渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橘村		新渋川市
1	選挙長	1回	10,700	日額	10,700	1回	10,700	1回	10,400	1回	10,700	1回	10,700	1回	10,700
2	投票管理者	10	12,700	日額	12,300	1回	12,700	10	12,300	日額	12,700	1回	12,700	1回	12,700
3	開票管理者	10	10,700	日額	10,400	1回	12,700	10	10,400	1回	10,700	1回	10,700	1回	10,700
4	投票立会人	10	10,800	日額	10,500	1回	10,800	10	10,500	日額	10,800	1回	10,800	1回	10,800
5	開票立会人	叵	8,900	日額	8,600	1回	8,900	므	8,600	1回	8,900	1回	8,900	1回	8,900
6	期日前投票所の投票管理者	叵	11,200	10	12,300	1回	12,700	므	12,300	1回	12,700	1回	12,700	1回	11,200
7	期日前投票所の投票立会人	10	9,600	10	10,500	1回	10,800	10	10,500	1回	10,800	1回	10,800	1回	9,600
8	選挙立会人	叵	8,900	日額	8,600	1回	8,900	므	8,600	1回	8,900	1回	8,900	1回	8,900
9	総代					年額	平等割 43,700 戸数割 540							J	現行のとおり
10	区長(行政区長)			年額	223,000 世帯割 500						予算の範囲内 において村長 の定める額		予算の範囲内 において村長 の定める額	J	見行のとおり
11	区長代理			年額	89,000 (第10区61,000)								無報酬		見行のとおり
12	上記以外の非常勤特別職														「の範囲内にお 市長の定める

(2)11市の附属機関の	委員	員以外の非常	常勤]特別職報酬	뼴																	(単位:円)
	職名		前橋市		高崎市		桐生市	1	伊勢崎市		太田市		沼田市		館林市		富岡市		藤岡市		安中市		渋川市
1	選挙長	日額	10,700	1回	10,700	日額	9,700	日額	10,300	日額	9,900	1回	10,700	1回	11,000	1回	10,700	1回	9,200	日額	8,800	1回	10,700
2	投票管理者	日額	12,700	1回	12,700	日額	9,700	1回	12,700	日額	9,900	10	14,500	1回	11,000	日額	12,700	1回	10,900	日額	10,400	1回	12,700
3	開票管理者	1回	10,700	1回	10,700	日額	9,700	1回	10,700	日額	9,900	10	10,700	1回	11,000	1回	10,700	1回	9,200	日額	8,800	1回	10,700
4	投票立会人	日額	10,800	1回	10,800	日額	9,300	1回	10,800	日額	8,800	10	11,900	1回	11,000	日額	10,800	1回	9,600	日額	8,900	1回	10,800
5	開票立会人	10	8,900	1回	8,900	日額	9,300	1回	8,900	日額	8,800	10	8,900	1回	11,000	1回	9,200	1回	7,800	日額	7,300	1回	8,900
6	期日前投票所の投票管理者	日額	11,200	1回	11,200							1回	11,200			日額	11,200					1 🗇	11,200
7	期日前投票所の投票立会人	日額	9,600	1回	9,600							1回	9,600			日額	9,600					1 🗇	9,600
8	選挙立会人	1回	8,900	1回	8,900	日額	9,300	1回	8,900	日額	8,800	1回	8,900	1回	11,000	10	9,200	1回	7,800	日額	7,300	1回	8,900
9	交通指導員隊長	年額	110,000	年額	111,100	年額	110,000	年額	145,590	年額	171,000	年額	189,000	年額	156,000	年額	175,000	年額	148,000	年額	119,000	年額	83,000
10	交通指導員副隊長			年額	102,400							年額	164,000	年額	144,000	年額	165,000	年額	136,000			年額	83,000
11	交通指導員班長											年額	147,000			年額	157,000					年額	83,000
12	交通指導員隊員	年額	110,000	年額	96,600	年額	110,000	年額	138,000	年額	159,000	年額	132,000	年額	136,000	年額	157,000	年額	128,000	年額	106,000	年額	83,000
13	学校医 (1校1科目当たり)			年額	21,4000 +340/生徒			年額	220,000	年額	224,000					年額	70,000 + 210 / 生徒		75,000 + 100 / 生徒			年額 (平均)	92,628
	(幼稚園1園1科目当たり)																					年額	20,000
14	学校薬剤師 (1校当たり)			年額	153,500			年額	152,000	年額	157,000					年額	41,000	年額	30,000			年額	115,795
15	区長(行政区長)																	年額	平均 430,000	年額	86,000		
16	区長代理																	年額	平均 51,000	年額	37,000		
17	家庭児童相談員																	月額	117,000	月額	118,000	月額	119,000
18	母子自立支援員							月額	153,000									月額	117,000			月額	119,000
19	外国語指導助手			月額	350,000			月額	350,000					月額	350,000	月額	350,000			月額	380,000	年額	3,600,000
20	社会教育指導員							月額	163,000	月額	133,000					月額	155,000	月額	138,000	月額	146,000	月額	100,000
21	青少年センター指導員															日額	7,400					月額	150,000
22	体育指導委員			日額	5,000			日額	9,100	日額	8,800	年額	48,500	年額	42,000	年額	47,000	日額	7,200	年額	29,000	日額	6,100

報告第32号

協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関すること」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会 会 長 木 暮 治 一

【決定調整方針】

国民健康保険事業の取扱いに関すること

- 1~3 省略
- 4 福祉医療助成事業
 - (1) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、<u>合併時に調</u>整することとする。

【調整結果】

- 4 福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。
 - (1) 乳幼児 小学1年の年度末までの全診療とする。
 - (2) 重度心身障害者 身障手帳3級、療育手帳B判定、精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律第32条の通院医療までとする。
 - (3) 母子、父子家庭 母子、父子家庭については、県の補助基準である所得税非課税世帯とする。

協議	議 項 目	21 国民健康保険	事業の取扱いに関	すること	関係項目	福祉医療助	加成事業		区分	協	議	会
調	整 方 針	4 福祉医療助成事 <u>合併時に調整する</u> ご	業については、 ^打 こととする。	見行のサービス水準をぶ		整 結 果	(2) 重度心身障害者 身障手帳3級、 に関する法律第3 (3) 母子、父子家庭	末までの全診療を 療育手帳 B 判定 2 条の通院医療	とする。 、精神保候 までとする	0 0		
			現			況			訓	周整理由	・課題	頁
福祉[医療助成事業の								. F +0 +6 +0			
頁 目	渋	川市(伊	尹香保町	小 野 上 村	子 持 村	₹.	5 城 村	北橘村	4 1 【調整均 乳幼児	単田】 見につい。 ませがい	ては、関	死に伊香
加成事業 単独事業 【H15年	業) ・乳幼児: :度】	者:身障手帳3	記 記:7歳の年度末ま で(小学1年)の 全診療	村費単独 ・乳幼児:未就学児全診療	村費単独 ・乳幼児:未就学児	村費単独 全診療 ・乳幼児	:未就学児全診療 ・乳幼り 	児:7歳未満児全診 療	町 町 囲 市 あ 好 い し ま り ま 見 り ま 見 り ま り ま り ま り れ り し れ り し れ り れ り も り も り れ り も り れ り も り れ り も り も	MMでいた 大り実し 大り 大り 大し 大 で い で が た に た に た に た に た に た に た に た に た に た	字 - また る。 記も 記 本 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	たで助成内に た、の県傾下 標質下 豊寮費助
	・精神法32	級 知的障害者 療育手帳 B (IQ70以下) 条適用者通院			- - ・精神法32条適用:	者通院』・精神法	調整理由・課題					
	・母子・父所	子家庭: 得税 5 万円未満						3級、寮育手帳 B 判定、精神保健及び精神障害者福祉				
	所	子家庭: 得税 5 万円未満	8額:3,343千円	・助成総額:1,767千円	・助成総額:12,407		・母子 · 	所得制限なし	また、東 助成水準 ある。	_{して対象} を に合わっ	首の多い せること	が適当
項 対 え る 心	・助成総額響額】	子家庭: 得税 5 万円未満 		,			・母子 額:17,201千円 ・助成編 伊 香 保 町 177人(116人) 77人(0人)	所得制限なし	ま助あ 年途弱たい課が政のに成る母、に者、る税1負補、水。子対あで6の世村担助	履售 象るあ市が詩とは基もに 父者こる町5がいど準対合 子、とと村市4うをである。家件やは中町状総あ	首せ(庭数)、限所村寸況合のる)にと、必ら得(入で的多こ)つもず な制う所あにいる	7と ハこしい限5得る协選が て増もこを所制こ案川適 は加経と設得限とし中当 、の済、け税な、、
国 対象者 別 高 心 精	所 ・助成総額 響額】 療(医療費助所 目 幼児 齢重度障害者	子家庭: 得税5万円未満 :98,680千円 ・助成総 及)の実施に係る財政 渋川市 2,881人(1,516人) 639人(178人)	影響額(平成 1 5 北 橘 村 510人(304人) 137人(36人)	年度) 赤 城 村 581人(337人) 178人(0人)	·助成総額: 12,407 子 持 村 609人(328人) 121人(0人)	・助成総小野上村47人(13人)39人(0人)	・母子 額:17,201千円 ・助成編 伊 香 保 町 177人(116人) 77人(0人)	所得制限なし	ま助あ 年途弱たい課が政のに成る母、に者、る税1負補、水。子対あで6の世村担助	履售 象るあ市が詩とは基もに 父者こる町5がいど準対合 子、とと村市4うをである。家件やは中町状総あ	首せ(庭数)、限所村寸況合のる)にと、必ら得(入で的多こ)つもず な制う所あにいる	7と ハこしい限5得る协選が て増もこを所制こ案川適 は加経と設得限とし中当 、の済、け税な、、
留する 対象者数	響額】療(医療費助后) 目 切児 一般重度障害者	子家庭: 得税5万円未満 : 98,680千円 ・助成総 戊)の実施に係る財政 渋川市 2,881人(1,516人) 639人(178人) 608人(193人)	影響額(平成 1 5 北 橘 村 510人(304人) 137人(36人) 101人(17人)	年度) 赤 城 村	·助成総額:12,407 子 持 村 609人(328人) 121人(0人) 123人(0 人)	・助成総小野上村47人(13人)39人(0人)17人(0人)	・母子 額:17,201千円 ・助成編 伊 香 保 町 177人(116人) 77人(0人) 81人(0人)	様子 様子 様子 様子 様子 様子 様子 様子				
留 対象者数 H	等額】 療(医療費助所 目 幼児 齢重度障害者 身障害者 神32条通院	子家庭: 得税5万円未満 : 98,680千円 ・助成総 茂)の実施に係る財政 渋川市 2,881人(1,516人) 639人(178人) 608人(193人) 111人(111人)	影響額(平成 1 5 北 橘 村 510人(304人) 137人(36人) 101人(17人) 0人(0人)	年度) 赤 城 村 581人(337人) 178人(0人) 139人(0人) 45人(45人)	・助成総額: 12,407 子 持 村 609人(328人) 121人(0人) 123人(0人) 28人(28人)	小野上村 47人(13人) 39人(0人) 17人(0人) 0人(0人)	・母子 額:17,201千円 ・助成編 伊香保町 177人(116人) 77人(0人) 81人(0人) 0人(0人)					

報告第32号参考資料(その2)

		目	21 国民健康保障	険事業の取扱いに関す	, 600	関係項目	福祉医療助成	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 分	協議	
				現 					 調整理	理由・課	題
	 項	目	渋 川 市	北橘村	赤城村	子持村	小野上村	伊香保町			
		県補助分	51,633,365円	7,631,634円	7,998,792円	10,617,842円	1,118,093円	2,193,296円			
	乳幼児	地方単独分	56,233,870円	11,768,209円	11,212,789円	12,007,587円	1,766,993円	3,343,352円			
		計	107,867,235円	19,399,843円	19,211,581円	22,625,429円	2,885,086円	5,536,648円			
医	高齢重	県補助分	67,025,530円	16,088,213円	29,898,964円	18,286,140円	4,195,897円	7,508,955円			
	度障害	地方単独分	18,227,802円	4,425,515円	0円	0円	0円	0円			
療	者	計	85,253,332円	20,513,728円	29,898,964円	18,286,140円	4,195,897円	7,508,955円			
費	` _	県補助分	88,172,262円	15,386,430円	31,416,867円	17,437,918円	3,405,032円	12,630,606円			
n_	心身	地方単独分	20,457,738円	2,419,441円	0円	0円	0円	0円			
助	障害者	計	108,630,000円	17,805,871円	31,416,867円	17,437,918円	3,405,032円	12,630,606円			
成	精神32条	地方単独分	1,731,865円	0円	5,988,270円	399,118円	0円	0円			
_		県補助分	21,913,099円	3,317,227円	3,678,161円	5,631,565円	228,870円	2,768,258円			
金	母子	地方単独分	2,028,805円	749,523円	0円	0円	0円	0円			
額	家 庭	計	23,941,904円	4,066,750円	3,678,161円	5,631,565円	228,870円	2,768,258円			
	<i>/</i>	県補助分	294,918円	522,388円	542,947円	60,396円	9,930円	0円			
		地方単独分	0円	344,078円	0円	0円	0円	0円			
15	家 庭	計	294,918円	866,466円	542,947円	60,396円	9,930円	0円			
•		県補助分	229,039,174円	42,945,892円	73,535,731円	52,033,861円	8,957,822円	25,101,115円			
	合 計	地方単独分	98,680,080円	19,706,766円	17,201,059円	12,406,705円	1,766,993円	3,343,352円			
		計	327,719,254円	62,652,658円	90,736,790円	64,440,566円	10,724,815円	28,444,467円			
	乳幼児		未就学児の全診療	7歳未満児の全診療(誕生日の前日まで)	未就学児の全診療	未就学児の全診療	未就学児の全診療	小学 1 年の年度末ま での全診療			
行 地	高齢重度	建障害者	身障手帳3級 療育手帳B	身障手帳3級	-	-	-	-			
方	心身障害	書者	身障手帳3級 療育手帳B	身障手帳3級	-	-	-	-			
単	精神 3 2	2条通院	あり	-	あり	あり	-	-			
独	母子家庭	王	所得税 5 万円未満	所得制限なし	-	-	-	-			
分	父子家庭	Ī	所得税 5 万円未満	所得制限なし	-	-	-	-			

			現			況			調整理日	・課題	
_	·= 0	Nr. 111 -	11. 12 11	+ 14 11	7 ++ ++	.1. 87 1 44		1			_
_	項 目 乳幼児	渋 川 市 小学 1 年生(480人)	北橋村 7歳の誕生日以降年	赤 城 村 小学 1 年生(94人)	子 持 村 小学 1 年生(99人)	小野上村	伊香保町	1			
	7649JJU	7.子 1 十工(400)()	度末まで(56人)	(○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.子 1 十工(55)()	7.子 1 十工(10)()					
	高齢重度障害者	-	療育手帳 B (1人)	身障手帳3級(46人) 療育手帳 B (4人)	身障手帳3級(40人) 療育手帳 B (0人)	身障手帳3級(9人) 療育手帳 B (1人)	身障手帳3級(4人) 療育手帳 B (0人)				
	心身障害者(児)	-	療育手帳 B (17人)	身障手帳3級(23人) 療育手帳 B (34人)	身障手帳3級(23人) 療育手帳 B (29人)	身障手帳3級(6人) 療育手帳 B (9人)	身障手帳3級(15人) 療育手帳 B (12人)	1			
-	精神32条通院	-	52人	-	-	10人	12人				
-	母子・父子家庭	-	-	-	-	-	-				
	乳幼児	17,805千円	1,039千円	3,487千円	3,672千円	668千円	-	1			
	高齢重度障害者	-	102千円	5,120千円	4,096千円	1,024千円	410千円]			
	心身障害者(児)	-	1,802千円	6,042千円	5,512千円	1,590千円	2,862千円]			
	精神32条通院	-	811千円	-	-	156千円	187千円				
	母子・父子家庭	2,029千円	1,093千円	-	-	-	-				
	合 計	15,776千円	2,661千円	14,649千円	13,280千円	3,438千円	3,459千円				
2)追加財政負担額 求めた。)地方単独分1人	当たり医療費助成剤	1 5 年度地方単独分の 質は、渋川市の平成 1 子・父子家庭: 25,04	5年度実績を基に 17円とした。	、乳幼児:37,093円	、高齢重度障害者					
4	105,999円、精神3) 平成 1 5 年度の	対象者数欄の数字は 財政負担額は、次の 26,6 i害者 10,7 i(児) 17,8 i通院 1,1	は、県補助分・地方単	・独分の音計。 ガツ	コの中の数字は、地	方単独分を再掲。					

報告第33号

協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会 会 長 木 暮 治 一

【決定調整方針】

ごみ処理事業の取扱い

- 1 <u>家庭系一般廃棄物の排出、</u>収集運搬については、現行のとおりとし、<u>新市に</u> おいて調整する。
- 2 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容 器等購入費補助制度については、渋川市及び北橘村の例による。
- 3 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一 する。

【調整結果】

家庭系一般廃棄物の排出に係る指定袋等ついて

- (1) 指定ごみ袋等の作成・販売は、新市とする。
- (2) 指定ごみ袋等の種類は5種類とし、販売価格は渋川市の価格を基本とし、次のとおりとする。
 - ・可燃・不燃ごみ(大): 1枚10円
 - ・可燃・不燃ごみ(小): 1枚 6円
 - ・粗 大 ご み シ ー ル:1枚10円
- (3) 販売方法は、市に登録された販売店とする。
- (4) 販売手数料は、袋1枚1円とする。

協 議 J	項 目 24-9	ごみ処	 L理事業の取扱い		関係	項目				区分	 協 議	 会
調整方	ع ا	家 <u>庭系</u> し、 <u>新市</u>	<u>般廃棄物の排出、</u> 収集) <u>において調整する</u> 。	軍搬については、現行 <i>σ</i>	とおり	調 整 結	(2) 指次 基本と ・可燃 果 ・可燃 ・粗ラ	ごみ袋等の作成 ごみ袋等の種類 し、次のとおり。 は・不燃ごみ(大) たごみシール たごみは、市に登録 手数料は、袋 1 は	は5 種類と とする。 : 1枚10F : 1枚 10円 : 1枚10円 録された販売	し、販売1 円 円 売店とする	曲格は渋川市	市の価格を
			現			況				割	闘整理由・説	果題
	-般廃棄物の排出 -									【調整理由 - (1) 衛生約	日織や商工会が	が取り扱って
細項目	渋 川 市	त्ते	伊香保町	小 野 上 村 ———————————————————————————————————		子 持 村	赤城村	北梯	有 村	■ いる自治 ・ 外部組織	合体があるが、 #の取扱を廃し	新市では、 FL 全て新
(1)指定袋等	名称 ・渋川市指定ごみ 袋及びシール	持ち出し	名称 ・伊香保町指定ごみ持ち出 し袋及びシール	名称 ・小野上村指定ごみ持ち出 し袋	名称 ・子持村 袋	指定ごみ持ち出し	名称 ・赤城村指定ごみ持ち シール及び袋	出し・北橘村指定		市が取り (2) 販売値 を有料値	扱うこととす 格について とし、ごみ袋(る。 は、ごみ処理 D価格に処理
	採用目的 ・自治会名と氏名 せ分別と排出責 せる。	を記入さ任を持た	採用目的 ・分別と排出責任	採用目的 ・行政区・氏名を記入させ 分別と排出責任	採用目 ・自治会 せ分別	的 名と氏名を記入さ と排出責任	採用目的 ・行政区と氏名を記入 分別と排出責任	採用目的 ・氏名を記入る 出責任	させ分別と排	が、 (3) 衛る店の	・工来でしている。 新市では、で現行渋川市の 現代・大川市の は織やあるが、	Topher
	取扱主体 ・作成:渋川市環 進協議会 ・販売:同協議会		取扱主体 ・作成:伊香保町 ・販売:伊香保町	取扱主体 ・作成:小野上村 ・販売:小野上村	取扱主 ・作成: ・販売:	体 子持村商工会 同商工会	取扱主体 ・作成:赤城村保健衛 合 ・販売:同衛生組合	取扱主体 生組 ・作成:北橋 ・販売:北橋	ניז	(4) 販売((4) 販売(販売手数 い1枚1	がの収扱とす 断格が渋川市I 対料についてす 円とする。	う。 こ倣うため、 ら渋川市に倣
	普及(販売)の ・衛生支部による 回覧年2回 ・承認店の商店販 ・協議会窓口販売	全戸斡旋 売	普及(販売)の方法 ・町内商店で販売	普及(販売)の方法 ・村内指定店(5店)で販売	普及(・子持村 内商店	販売)の方法 商工会を通じて村 で販売	普及(販売)の方法 ・販売店:村内37店 村外 1店	普及(販売・販売店:1)の方法 9 店			
	指定袋等の種類 格	と販売価	指定袋等の種類と販売価 格	指定袋等の種類と販売価 格	指定袋	等の種類と販売価	指定袋等の種類と販格	売価 指定袋等の	種類と販売価			
	・可燃ごみ(乳白 大 800×600× 2 0枚入り2 (1枚 小 650×400× 2 0枚入り1	∢ 0.035 00円 10円) ∢ 0.035	・	・可燃ごみ(乳白色PE) 大10枚入り200円 (1枚20円) 小10枚入り150円 (1枚15円)	大 2	み(乳白色PE) 0枚入り260円 (1枚13円) 0枚入り180円 (1枚9円)	・可燃ごみ(乳白色 P 大30枚入り30 (1枚10 小30枚入り21 (1枚7	0 円 円)	乳白色PE) 450×0.035 り900円 1枚30円) ×330×0.035 り600円 1枚20円)			
	小 650×400× 2 0枚入り1	∢ 0.035 00円 10円) ∢ 0.035	・不燃ごみ 大10枚入り300円 (1枚30円) 小10枚入り220円 (1枚22円)	・不燃ごみ(透明PE) 大10枚入り200円 (1枚20円)		み(乳白色PE) 0枚入り300円 (1枚15円)	・燃えないごみ持ち出 1セット(30枚) 30((1枚10	円 大 800 x 4 円) 3 0 枚入				
	・燃えないごみシ 1シート10 100円 (1枚		・燃えないごみシール なし	・燃えないごみシール なし	・燃えな なし	いごみシール	・燃えないごみシール なし	・燃えないご。 なし	みシール			

		汉川地区中央	」村仕恵合併協議会の調	空间音		-	
協 議 項 目 24-9 ごみ	処理事業の取扱い		関係項目			区分	協議会
	現		況				調整理由・課題
項目 渋川市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北 橘 村	1	
・粗大ごみ持ち出しシール 1シート6枚綴りで 90円 (1枚15円)	・粗大ごみシール 1枚 200円	・粗大ごみ持ち出しシール 無料回収	・粗大ごみ持ち出しシール 10枚入150円 (1枚15円)	・粗大ごみ持ち出しシール 無料回収 カードにより年1回2 点まで無料回収実施	・粗大ごみ持ち出しシール 1枚500円 衛生組合に納入し、組 合役員でとりまとめ実 施		
販売手数料等の交付 ・支部回覧 袋1枚につき1円 シート1枚10円 商店注文3,000円/1回	販売手数料等の交付	販売手数料等の交付	販売手数料等の交付 ・手数料:商工会	販売手数料等の交付	販売手数料等の交付 ・衛生組合には粗大ごみの とりまとめが収入となる		
・販売商店 袋 1 枚(大・小)につき 1 円 シート 1 枚 1 0 円	・販売商店(24店) ・袋(大)1枚につき5円 ・袋(小)1枚につき3円 ・粗大シール1枚につき34円	・販売商店(5店) ・袋(大)1枚につき3円 ・袋(小)1枚につき2.5円	・販売商店 袋(大)1枚に付き5円 袋(小)1枚に付き3円	・販売商店 袋1枚(大・小)につき 2円	・販売商店 袋1枚(大)につき3円 袋1枚(小)につき2円		
利潤等の扱い 協議会で一切の扱いであ り、協議会収入となる	利潤等の扱い ごみ袋の販売料金はごみ 処理手数料となる	利潤等の扱い 村一般会計への収入	利潤等の扱い 商工会が一切扱ってお り、商工会の収入となる。	利潤等の扱い 組合で一切の扱いであ り、組合の収入となる	利潤等の扱い 村手数料収入		
有料化であるか 有料化ではない。	有料化であるか 有料化である。	 有料化であるか 有料化である。	有料化であるか 有料化でない。	有料化であるか 有料化ではない。	有料化であるか 有料化である。 取扱主体:村 上記単価金額の1割を取 扱手数料として、販売店 へ支払い		
指定袋の購入先 ・渋川包装(株)(渋川市)	指定袋の購入先 ・井上ビニール(株)	指定袋の購入先 ・青木薬品(株)	指定袋の購入先 ・青木薬品(株)	指定袋の購入先 ・井上ビニール(株) (燃えるごみ) ・青木薬品(株) (燃えないごみ)	指定袋の購入先 ・青木薬品㈱ (指名競争入札) (平成15年4月1日現在)		
考:県内合併市例】 前橋市(H16.12.5合併) 前橋市(H16.12.5合併) 前橋市(H17.1.1合併) 一の袋であれば、業者や小売店が 伊勢所前から統一した価格である店 子勢所前から統一した価格のある店 の販売売価格が入りままる。 とり販売売価格料: 130 日間市市に統一市ののである。 とり販売手数料にはのである。 とり販売手のは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	320円(上限)) 自由価格 :販売価格の差が利益(手数料 円で卸し)自由価格 :販売価格の差が利益(手数料) となる。) となる。	•				

指定ごみ袋販売代金等の比較

(単位:1枚あたり円)

種類	項目	サイズ	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	新市
	作成原価	大	7.2	8.5	11	8.95	7.2	11.3	8.57
	TF观况测	小	4.3	5.5	-	5.8	4	9.8	4.76
可燃ごみ	販売代金	大	10	30	20	13	10	30	10
-) <i>\%</i> !!! C 0 \}	以びじて並	小	6	22	-	9	7	20	6
	販売店手数料	大	1	5	3	5	2	3	1
	別入りし/口 丁女人作イ	小	1	3	-	3	2	2	1
	作成原価	大	7.2	8.5	11	11.35	7	12.15	8.57
	117777751四	小	4.3	5.5	-	-	-	-	4.76
不燃ごみ	 販売代金	大	10	30	20	15	10	30	10
ういながってのと	AXソビT (立	小	6	22	-	-	-	-	6
	販売店手数料	大	1	5	3	5	2	3	1
	別入りし/口 丁女人作イ	小	1	3	-	-	-	-	1
粗大ごみ	販売代金	ЫÝ	15	200	無料回収	15	無料回収	500	10
シール	販売店手数	女料	1.66	34	-	ı	-	-	1
1	袋作成団体		環境衛生推進協議会	囲丁	村	商工会	衛生組合	村	新市
ţ	販売窓口等		協議会窓口 全戸斡旋(年2回) 承認店	町内商店	村内指定店(5店)	村内商店	販売店 (村内37店) (村外1店)	販売店 (19店)	販売店

(新市の作成原価は平成17年7月現在の見積による)

報告第34号

協議項目24-20「学校教育の取扱い」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会 会 長 木 暮 治 一

【決定調整方針】

学校教育の取扱い

- 1 小学校、中学校については、現行のとおりとする。
- 2 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。
- 3 通学バス運行及び遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行のとおりとする。
- 4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。
- 5 幼稚園については、次のとおりとする。
 - (1) 公立幼稚園の保育料については、<u>渋川市の保育料を基本に合併後5年を目</u> 途に調整する。
 - (2) 送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用料は、 北橘村の例による。
 - (3) 減免制度については、新市において調整する。
 - (4) 私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。

【調整結果】

- (1) 公立幼稚園の保育料については、表1のとおりとする。
- (3) 減免制度については、渋川市保育料減免規則に倣う。

Γ				7777 32-1		け 励 俄 云 ひ 過 章	_H/J [I	l		
協議項	目	24-20 学校	教育の取扱い		関係	項目			区分	協	議	会
調整方	î 針	<u>併後 5 年</u>	こついては、次のとおりる 加稚園の保育料について <u>Fを目途に調整する。</u> 削度については、 <u>新市に</u>	とする。 は、渋川市の保育料を基 <u>らいて調整する。</u>	調 整 結 果 (3) 減免制度については、渋川市(とする。 放う。	
		I				況	<u> </u>			調整理	由・課題	 題
1 幼稚園												
細項目	渋	川市	伊香保町	小野上村	=	子 持 村	赤 城 村	北橘村	1 . 珀/	周整理由】	の低い小	野上村、子
(1)公立幼稚園	公 立 3 3 5 5 4 7 7 7 8 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	児3年保育 00円	廃園(平成14年度)	公立幼稚園 1園 ・対象 3~5歳児3年保育 ・保育料 月額2,000円 ・送迎 公立幼稚園マイクロパス送迎 ・送迎料金 月額2,000円	・保育料 月額 2 ・送迎	歳児3年保育 ,100円 稚園マイクロパス送迎	公立幼稚園 4園 ·対象 3~5歳児3年保育 ·保育料 月額4,000円 ·送迎 公立幼稚園マイクロパス送迎 ・送迎料金 無料	公立幼稚園 1園 ·対象 3~5歳児3年保育 ·保育料 月額4,000円 ·送迎 公立幼稚園マイクロパス送迎 ・送迎料金 月額1,000円	15,000 15	『4 刊 C 放 円とする。 [の 5,900 円 【月額保育 [】	川田との 第4段階 に統一す 料】を参 るので、 E図り、	まし、び皆りつでる剣 住名のでる剣 でいる でいまり でいる でいまり でいる でいまり でいる でいまり でいる でいます でいます いまり でいます いまり でいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます は
	(・(ア)(イ)(り)(免滅生保び市と減1世て第同園者第同園の第規免活護当民な免人帯い1ーし~2一し園3則の保を該税る額就かる子世て「子世て児子(対護受年の世)園ら場)帯い)帯に「以	5,000 円		小保険 は で にる を育ら 休 で は か の の で よ と い の で の は い か で の か で か で	(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対害失経にる外理付き可象のっぷののの必要をでは、 はのの む保めの はいい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かん	赤城村社 ・ 大塚 で	北徴ステント では、 ・ では、 、	のと 【・が底 観発る にる2	:倣い保育* 。 【幼稚園保 !制度におい !ので、改]	料に対す。 育料減免 1て各市I Eについ	町村間に差
·												

報告第34号参考資料(その2)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•			
協議	項 目 24-20 学校	教育の取扱い		関係項目		
		現		況		
表1 【月額億						
年 度	渋 川 市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北橘村
平成 18 年 2 月 20 日~ 平成 19 年 3 月 31 日	月額5,900円	(平成14年度廃園) 入園する幼稚園の保育料額	月額2,000円	月額2,100円	月額4,000円	月額4,000円
平成 1 9 年 4 月 1 日から	月額5,900円	同上	月額3,000円	月額3,000円	月額4,000円	月額4,000円
平成 2 0 年 4月1日から	月額5,900円	同上	月額4,000円	月額4,000円	月額4,000円	月額4,000円
平成 2 2 年度 4 月 1 日から	月額 5,9 0 0 円	同上	月額5,000円	月額5,000円	月額5,000円	月額5,000円
平成 2 3 年度 4月1日から	月額 5,9 0 0円	同上	月額5,900円	月額5,900円	月額5,900円	月額5,900円
表 2 【 幼稚園 平成 1 8 年 4 月	保育料減免額】 1日から					
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額 7,000円	年額 7,000円	年額14,000円	年額14,000円
第2子	年額43,000円	同上	年額15,000円	年額15,000円	年額29,000円	年額29,000円
第3子以降	年額65,000円	同上	年額22,000円	年額23,000円	年額44,000円	年額44,000円
平成19年4月	1日から					
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額10,000円	年額10,000円	年額14,000円	年額14,000円
第2子	年額43,000円	同上	年額22,000円	年額22,000円	年額29,000円	年額29,000円
第3子以降	年額65,000円	同上	年額33,000円	年額33,000円	年額44,000円	年額44,000円
平成20年4月	1日から					
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額14,000円	年額14,000円	年額14,000円	年額14,000円
第2子	年額43,000円	同上	年額29,000円	年額29,000円	年額29,000円	年額29,000円
第3子以降	年額65,000円	同上	年額44,000円	年額44,000円	年額44,000円	年額44,000円
平成22年4月	1日から					
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額17,000円	年額17,000円	年額17,000円	年額17,000円
第2子	年額43,000円	同上	年額36,000円	年額36,000円	年額36,000円	年額36,000円
第3子以降	年額65,000円	同上	年額55,000円	年額55,000円	年額55,000円	年額55,000円
平成23年4月	1日から					
第1子	年額20,000円	入園する幼稚園保育料減免額	年額20,000円	年額20,000円	年額20,000円	年額20,000円
第2子	年額43,000円	同上	年額43,000円	年額43,000円	年額43,000円	年額43,000円
第3子以降	年額65,000円	同上	年額65,000円	年額65,000円	年額65,000円	年額65,000円

報告第34号参考資料(その3)

協議項	目	24-20	学校教	育の取	扱い	関係項目区分	協議会
					現	況	調整理由・課題
内市立幼稚園(の保育料	一覧表					
	平成 1	5 年度	平成 1	6 年度	平成17年度		
	保育料	入園料	保育料	入園料	保育料 入園料		
国の基準単価	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100 11,000		
前橋市	5,900	11,000	5,900	11,000	6,100 11,000		
高崎市	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100 11,000		
司生市	5,700	10,700	5,700	10,700	5,900 11,000		
P勢崎市 (赤堀町・東 村)	5,900	-	5,900	-	5,900 3,500 -		
(田市 (新田町) (藪塚本町)	_	-	_	_	5,000 — 4,000 —		
3田市	5,900	11,000	6,100	11,000	6,100 11,000		
官林市	5,200	-	5,200	-	5,200 -	1	
泰 岡市	5,200	-	5,200	10,000	5,200 10,000		
	5,700	-	5,900	-	5,900 -		
富岡市、安	1,110,1007		B3 17 65 7	& E 70°			

報告第34号参考資料(その4)

加雅園保育	料 財政影響	擊額													
<u> </u>	<u></u>		- レ 矛 -	1	丰 +武++		フサ±ォォ		√V⊞Z ►‡÷	1	伊香保町	I I	計		
H15.5.1	渋川市 125		北橘村 166		<u>赤城村</u> 207		<u>子持村</u> 202		<u>小野上村</u> 47		1光色体型 ○	0	<u>ā</u> T 747		
H16.5.1	110			1.0240964	170					0.957447	0	0	721		
H17.5.1	85	0.68	160	0.9638554	152		236	1.168317		0.893617	0	0	675		
15*伸び率	98	0.78	165	0.9939759	161	0.777778	231	1.143565	43	0.925532	0	0	698		
- 本小体中													₩ <i>\</i> m		
<u>保育料算定</u>	H18就園	1147/日本			ᆘᅧᄼᆝᄆᅘ				Ī	11.2.2.7 日 安吾		1122/日本	単位 : 円 H 2 3 以降		
	予定人数	H17(月額 保育料)	H17保育料	H18保育料	H19(月額 保育料)	H19保育料	H20(月額 保育料)	H20保育料	H21保育料	H22(月額 保育料)	H22保育料	H23(月額 保育料)	保育料		
いま に	98		6,938,400	6,938,400	5,900	6,938,400		6,938,400	6,938,400	5,900	6,938,400		6,938,400		
公村 村	165		7,920,000	7,920,000	4,000	7,920,000	4,000	7,920,000	7,920,000	5,000			11,682,000		
ⅳ城村	161			7,728,000	4,000	7,728,000	4,000	7,728,000	7,728,000	5,000			11,398,800		
-持村	231			5,821,200	3,000			11,088,000			13,860,000		16,354,800		
		2,000		1,032,000	3,000	1,548,000	4,000	2,064,000	2,064,000	5,000	2,580,000		3,044,400		
	43	2,000				0	0								
\野上村	43 0	0	0	0	0	U	0	0	0	0	0	0	0		
\野上村 ₹香保町	43 0 698	0	0 29,439,600			32,450,400	0	35,738,400		0	42,938,400		0 49,418,400		
\野上村 □香保町	0	0				32,450,400	0	ŭ		0			,		
↑野上村 □香保町 	0	0				32,450,400	0	ŭ		0			,		
\野上村 □香保町	0	0				32,450,400	0	ŭ		0			,		
\野上村 ₹香保町	0	0				32,450,400	0	ŭ		0			,		
\野上村 ₹香保町	0	0				32,450,400	0	ŭ		0			,		
\野上村 □香保町	0	0				32,450,400		ŭ		0			,		

報告第35号

合併準備経費について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月30日提出

渋川地区市町村合併協議会 会 長 木 暮 治 一

合併準備経費《共通経費》(9月補正)総括表

(単位:千円)

		垂 七 空	t t // 建 a t 向	•	<u> </u>
	区 分	要求額	主 な 経 費 の 内 容	備	考
			消防車等標記書換経費		
			本庁・支所間IP電話新設工事		
1	施設等改修経費	34,631	本庁舎改修工事		
			支所庁舎銘板・課名看板購入		
			教育施設門柱銘・玄関・校舎壁面等改修		
			公印作成		
2	庁用備品等購 入費	5,491	市旗作成		
			学校印(卒業証書・学校・校長等)		
			各種封筒等作成		
3	事務用消耗品費	21,990	公用車ステッカー		
			ゴミ袋作成代・販売手数料		
			防災行政無線等承継申請・基本計画作成業務		
			引越業者委託経費		
4	新市移行事務手続経費	26,452	公図等証明に係るスキャニング業務		
			渋川市全図(施設図・白図)1/50,000		
			下水道受益者分担金システムデータ移行経費		
	合併準備経 費 合計	88,564			

9月補正合併準備経費の財源負担について

Γ	総	額	88,564 千円
			,

合併協議会負担割合で調整

_	- III 1000 HOV - 2 - 3 - 1 - 1 - 1							
	負担割合	計	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
	只是刮口	100.00%	43.69%	7.49%	6.16%	14.36%	15.53%	12.77%
負	担額	88,564	38,694	6,634	5,455	12,717	13,755	11,309
	一般会計	78,401	34,253	5,872	4,830	11,258	12,176	10,012
内	国保会計	2,781	1,215	208	171	400	432	355
訢	老保会計	704	308	53	43	101	109	90
	介護会計	4,788	2,092	359	295	687	744	611
	下水会計	1,890	826	142	116	271	294	241

4 その他

(1)新市の市章応募状況について

募集期間

平成17年6月1日~平成17年7月29日

応募状況

地 域		応募作品数	割合
	渋 川 市	3 1 0	41.01%
構	伊香保町	1 5	1.98%
成	小野上村	8	1.06%
市	子 持 村	4 6	6.08%
町	赤城村	6 4	8.47%
村	北 橘 村	4 8	6.35%
	小 計	4 9 1	64.95%
その他県内		6 8	8.99%
県 内 計		5 5 9	73.94%
県 外		197	26.06%
合 計		7 5 6	100.00%

(2)次回会議予定

日 時 平成17年11月2日(水) 午後2時から

場 所 渋川プリオパレス